

# 第1章 総則

## 1 改訂のポイント

### ◆第1 教育課程の編成の一般方針

＜生きる力をはぐくみ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で＞

#### ①教育及び義務教育の目標を達成する（目標は教育基本法・学校教育法で規定）

⇒人間として調和のとれた育成を目指し、適切な教育課程を編成

#### 学力の要素

- ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得
- ・思考力・判断力・表現力等を育成
- ・主体的に学習に取り組む態度を養う

#### 学力を支える事項

- 言語活動の充実  
（発達の段階を考慮して）
- 主体的な学習習慣の確立  
（家庭との連携を図りながら）

#### ②道徳教育を重視する

⇒「道徳の時間を要」とし、児童の発達の段階を考慮し学校の教育活動全体で実施

#### 【目標の追加】

#### 道徳教育の改善点

「伝統と文化の尊重」「我が国と郷土を愛す」「公共の精神を尊ぶ」「他国を尊重」「環境の保全」

#### 【体験活動の活用】

「集団宿泊体験活動、ボランティア活動、自然体験活動」

#### 【発達の段階に応じた指導】

「基本的な生活習慣」「社会生活上のきまり」「善悪の判断」

「人間としてしてはならないことをしない」

#### ③体育・健康に関する指導を重視する

⇒食育の推進、安全に関する指導を追加

#### 指導の内容

- 「食育の推進」 「体力の向上に関する指導」
- 「安全に関する指導」 「心身の健康保持増進」

#### 指導の場と方法

- 教科等を通して指導  
（体育科、家庭科、特別活動など）
- 日常生活でも実践  
（家庭や地域社会と連携を図りながら）

### ◆第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

#### ①＜学習指導要領の基準性を明記＞

- 全ての児童に対して学習指導要領に示す内容を確実に指導する。
- 必要に応じて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することもできる。  
（歯止め規定の原則削除）

#### ②＜外国語活動を新設＞

- 外国語を通じて、音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、言語や文化の体験的理解やコミュニケーションを積極的に図ろうとする態度の育成を図る。

### ◆第3 授業時数等の取扱い

#### ①年間35週（第1学年は34週）以上にわたって指導計画を作成する

- 特定の期間（長期休業中など）に授業実施が可能

※教科や学習活動の特質に応じて効果的であることが必要

- 10分程度の短い時間を単位とした指導については、年間時数に加算することが可能

※教科指導や学習活動として妥当かどうかの判断が必要

＜道徳の時間、学級活動、児童主体のいわゆる「朝の読書活動の時間」は不相当＞

#### ②総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替ができる

- 体験活動（自然体験活動・ボランティア活動等）を通して学校行事（特別活動）と同様の成果が期待できるときは、総合的な学習の時間における当該活動をもって相当する学校行事の実施に替えることが可能。  
（行事の実施をもって、総合的な学習の時間の実施に替えることはできない）

## 2 指導計画作成上の留意点

### ◆第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

#### (1) 指導計画の作成

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

指導 計 画	各教科等のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、次の内容を定めた具体的な計画 ◇指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、 使用教材、指導の時間配当等	◇年間指導計画 ◇2年間、学期、月、週、単位時間ごとの指導計画 ◇単元、題材、主題ごとの指導案

(指導計画作成の視点)

1 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるようにする。

- ◇指導内容の不必要な重複及び重要な指導内容の欠落がないよう配慮する。
- ◇指導の時期、時間配分、指導方法等も各学年間相互の関連を考慮した上で計画を立てる。
- ◇各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導を計画する。

2 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科等については、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達段階を考慮しつつ、効果的・段階的に指導が行われるよう計画する。

3 各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにする。

- ◇時数が増加した教科において、反復学習等による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や観察・実験、レポートの作成といった知識・技能の活用を図る学習活動を充実させる。
- ◇各種教材等についても、質・量両面での充実が必要であるため「教材等の精選」を削除した。

4 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進める。

- ◇各教科等との連携を図った指導を行い、横断的・総合的な指導を推進していくこと。
- ◇総合的な学習の時間と連携しつつ、合科的・関連的な指導を進めることを重視。

#### (2) 指導計画作成上の配慮事項

##### 1 児童の言語環境の整備と言語活動の充実

基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、児童の言語環境の整備と言語活動の充実を図る。

知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して思考力・判断力・表現力がはぐくまれる。

◇**学習例**…観察・実験の結果をもとにレポートを作成する。文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述する。等

◇**言語活動例**…自分の考えをまとめる。根拠を明らかにし筋道立てて説明しあう。観察実験の結果を分析し解釈する。自分の価値観を持って批評する。等

◇**環境の整備例**…教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書く。印刷物等用語や文字を適正に使用する。適切な言葉を使って簡潔に話す。等

- 2 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進
- 3 学級経営と生徒指導の充実
- 4 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

◇授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを児童に理解させたり、授業の最後に児童に当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や児童が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図る。

- 5 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実
- 6 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

#### 7 障害のある児童の指導

◇特別支援学校等の助言又は援助を活用する。  
 ◇個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行う。  
 ◇個別の指導計画を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行う。  
 ◇家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成をすることなども考えられる。

- 8 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導

#### 9 情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用

◇コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用にあたっては、慣れ親しませることから始め、キーボードなどによる文字の入力、電子ファイルの保存・整理、電子メールの送受信などの基本的な操作を確実に身に付けさせるとともに、適切に活用できるようにする。  
 ◇情報モラルについて指導する。

- 10 学校図書館の利活用

- 11 指導の評価と改善

#### 12 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

学校が目的を達成するためには、学校内外を通じた児童の生活の充実と活性化を図ることが大切である。そのため、次の点を積極的に進めることが必要である。  
 ◇家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流を図る。  
 ◇小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図る。  
 ◇障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習。  
 ◇高齢者との触れ合い・交流する機会を設ける。

### 3 Q&A

Q1 新しい学習指導要領は、「生きる力」の理念は変わらないとしていますが、「生きる力」をはぐくむに当たり、「自ら学び自ら考える力の育成」という表現がないですが、学力についてどのように示していますか。

学校教育法第30条2項を受け、第1章総則第1の1で「学力の要素」を次のように定めています。

- ①基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得
- ②これらを活用して課題を解決するため必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成
- ③主体的に学習に取り組む態度の養成

また、これらを支えるものとして、①児童の発達の段階を考慮した言語活動の充実 ②家庭との連携を図った学習習慣の確立が挙げられています。

Q2 現行の学習指導要領は、「最低基準」と言われていますが、新しい学習指導要領の考え方はどうなっていますか。

学習指導要領の基準性については、現行と同様の考え方です。したがって、学習指導要領は、小学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準ですので、「すべての学校ですべての子どもたちに確実に教える」ものとして、各学校の教育課程の編成及び実施にあたる必要があります。ただし、これまでは「～は取り扱わないものとする」といった、いわゆる歯止め規定については、各学校や教師の創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるよう、原則削除となりました。

Q3 「学校における道徳教育は、道徳の時間を<sup>かなめ</sup>要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」とありますが、「道徳の時間を<sup>かなめ</sup>要として」とは、どういう意味でしょうか。道徳の時間を重視するのか、各教科等を重視するのでしょうか。

両方を重視しており、どちらかに片寄るものではありません。解説にもありますように「道徳の時間のみで、道徳教育のすべてが行われているわけではない。学校の教育活動全体を通じてそれぞれの教育活動の特質において行われるものである。」という考え方はこれまでと同様ですが、さらなる道徳教育の充実を図る点が今回の改訂の趣旨です。

Q4 指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項として、「言語活動の重視」が強調されていますが、「言語に関する能力を育成する」では、どういう点に留意したらよいでしょうか。

言語に関する能力を育成する中核となる教科は国語科ですが、今回の改訂では、すべての教科等で、「自分の考えを説明する」「感じとったことや思ったことを言葉で表したり、友人と話し合おう」「話し合って作戦を立てる」「自分の考えを基に、書いたり話し合ったりする」「体験活動を通して気付いたことなどを、まとめたり発表しあったりする」など、各教科等の特質に応じた言語活動(記録、要約、説明、論述、レポート作成など)の充実に努めることが大切です。

Q5 総則の内容等の取扱いに関する共通事項で、「10分程度の短い時間の活用」や「特定の期間にまとめて行う」など、授業時数等について弾力的な取扱いを認めていますが、教育課程の編成に際して、どのような点に留意したらよいでしょうか。

まず、授業時数については、別表第1に示す各教科等の時間数を、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うことが原則です。ただし、各教科の特性において弾力的な取扱いで行った方が効果的であるということが判断される場合は、次の点について留意して行うことが大切です。

- ①年間指導計画に位置付ける
- ②指導者が学習内容を把握できる
- ③学習内容を評価できる

その上で、児童の過重負担にならないよう配慮することと学校運営に支障をきたさないよう学校全体で共通理解を図り慎重に検討することが重要です。

Q6 外国語活動を進める上で、留意する点を教えてください。また、第3、4学年が総合的な学習の時間で「外国語活動」を行うことはできますか。

外国語活動は、外国語を通じて、児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、言語・文化に対する理解を深めることを目的としています。したがって、体験的な活動や音声を重視した活動を行い、中学校で行う英語教育の前倒しにならないよう留意する必要があります。

また、外国語活動のねらいで、第3、4学年が総合的な学習の時間で行うことはできません。総合的な学習の時間は、あくまでも「問題解決・探究活動」の学習の時間であり、目標が異なります。問題解決・探究活動として国際理解の指導の中で英語を取り扱うことは考えられます。